平成２３年（再ロ）第２号

石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目241番地

再生債務者　本江　　優

1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで

4　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月23日まで

金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１４３号

埼玉県熊谷市宮町２―144―703

再生債務者　國分　孝育

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月15日まで

平成23年４月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１５３号

東京都世田谷区池尻３―５―38

再生債務者　太田　武志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月15日まで

平成23年４月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１５４号

東京都世田谷区池尻３―５―38

再生債務者　太田　成代

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月15日まで

平成23年４月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第４号

鹿児島県薩摩郡さつま町永野915番地１

再生債務者　山本　寛恵

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月26日まで

平成23年３月29日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第５号

鹿児島県薩摩川内市百次町1030番地11

再生債務者　小平　祐加

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月27日まで

平成23年３月30日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１２号

宮崎市清武町木原5926番地３

再生債務者　外山　優子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年５月２日まで

平成23年４月４日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第３号

鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷620、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷620番地１

再生債務者　中村　昭夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月４日　鳥取地方裁判所倉吉支部

衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年３月21日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 31 日

衆議院共済組合代表者

衆議院議長　横路　孝弘

第31条第１項の表中「$\frac{33.30}{1000}$」を「$\frac{29.00}{1000}$」に、「$\frac{3.40}{1000}$」を「$\frac{3.62}{1000}$」に、「$\frac{66.60}{1000}$」を「$\frac{58.00}{1000}$」に、「$\frac{6.80}{1000}$」を「$\frac{7.24}{1000}$」に改める。

第34条中「、宿泊経理」を削る。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

独立行政法人造幣局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 23 年４月 13 日

独立行政法人造幣局

理事長　新原　芳明

竹原　　晃

西田　秀治

独立行政法人造幣局理事に任命する

（以上平成23年４月１日）

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月七日

掲載頁　九十五頁（号外第四十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第五十号）

平成二十三年四月十三日

東京都渋谷区東一丁目二番二三号

（甲）株式会社アートポート

代表取締役　松下　順一

東京都港区南青山五丁目一〇番五号　青山ハイツ九〇三号室

（乙）株式会社ユニワールド

代表取締役　松下　順一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社日本水工社とします。

効力発生日は平成二十三年五月二十日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十三年四月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月十三日

東京都杉並区善福寺二丁目三五番一号

合資会社日本水工社

代表社員　小板橋賢一

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年四月十三日

大阪市中央区南船場四丁目一一番二〇号

有限会社アルテ・マネージメント

取締役　吉田　奉行